

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月9日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<p>(申請書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> 施行規則第3条の規定により、警察署長を経由して<u>申請書又は届出書を新潟県公安委員会に提出する場合は、添付書類と併せて提出するものとする。</u></p> <p>2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）<u>別記様式第3の運転記録証明書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項の申請書又は届出書の提出に際し、当該申請又は届出の内容が安全運転管理者等の選任又は解任に係るものである場合は、安全運転管理者にあっては新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「道交法細則」という。）別記様式第7の届出書を、副安全運転管理者にあっては<u>道交法細則別記様式第7の2の届出書を併せて提出するものとする。</u></p> <p>(読替え適用)</p> <p><b>第11条</b> 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(申請書等の提出)</p> <p><b>第2条</b> 施行規則第3条の規定により、警察署長を経由して<u>公安委員会に提出する申請書又は届出書は、添付書類を除き2通提出するものとする。</u></p> <p>2 施行規則第5条第2項第1号ロ及び第2号ロに規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に<u>規定する運転に関する経歴に係る事項を記載した書面</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項の申請書又は届出書の提出に際し、当該申請又は届出の内容が安全運転管理者等の選任又は解任に係るものである場合は、安全運転管理者にあっては新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「道交法細則」という。）<u>第12条の2第1項に規定する別記様式第7の届出書2通を、副安全運転管理者にあっては同項別記様式第7の2の届出書2通を併せて提出するものとする。</u></p> <p>(読替え適用)</p> <p><b>第11条</b> 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の6	(略)		第7条の6	(略)	
	別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する		別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する

		る法律施行細則 (平成14年新潟 県公安委員会規 則第11号。以下 「運転代行業法 施行細則」とい う。)別記様式第 14号の最高速度 違反行為に係る 指示書			る法律施行細則 (平成14年新潟 県公安委員会規 則第11号。以下 「運転代行業法 施行細則」とい う。)第11条第2 項に規定する最 高速度違反行為 に係る指示書 (別記様式第14 号)	
第7条の8	(略)		別記様式第6の 4の指示書	運転代行業法施 行細則別記様式 第16号の過積載 違反行為に係る 指示書	別記様式第6の 4の指示書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 過積載違反行為 に係る指示書 (別記様式第16 号)
第7条の9	(略)		別記様式第6の 6の指示書	運転代行業法施 行細則別記様式 第17号の過労運 転違反行為に係 る指示書	別記様式第6の 6の指示書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 過労運転違反行 為に係る指示書 (別記様式第17 号)
第12条の3 第1項	(略)		別記様式第7の 4の申請書	運転代行業法施 行細則別記様式 第19号の自動車 の運転の管理に 関する教習(認定) 申請書	別記様式第7の 4の申請書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 自動車の運転の 管理に関する教 習(認定)申請 書(別記様式第 19号)
第12条の3 第2項		別記様式第7の 5の教習修了証 又は認定証		運転代行業法施 行細則別記様式 第20号の教習修 了(認定)証	別記様式第7の 5の教習修了証 又は認定証	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 教習修了(認定) 証(別記様式第 20号)
第12条の4	(略)		別記様式第7の 6の解任命令書	運転代行業法施 行細則別記様式 第21号の安全運 転管理者(副安 全運転管理者) 解任命令書	別記様式第7の 6の解任命令書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 安全運転管理者 (副安全運転管 理者)解任命令

						書(別記様式第 21号)
	(略)				(略)	
2	(略)			2	(略)	

**附 則**

この規則は、令和5年1月1日から施行する。